

## 2023年度 事業計画書

2021年3月閣議決定された『第6期科学技術・イノベーション基本計画』では、技術士制度について「関係府省が連携し、産業界での活用促進・普及拡大に取り組むとともに、国際的通用性の確保、若手人材の参入促進、技術士の資質・能力の向上に向けて、必要な制度の見直しを行う」とされた。

引き続き議論が行われている文部科学省科学技術・学術審議会技術士分科会（第11期令和3年5月～令和5年1月）では、多くの若手技術者や修習技術者が技術士を目指すよう、初期専門能力開発（IPD：Initial Professional Development）から、技術士資格取得、資格取得後の継続研さん（CPD：Continuing Professional Development）及び資格活用に至るまで、生涯に亘り一貫した整合性のあるシステムの構築・改善を行うための検討を進め、順次必要な取り組みを行うことを求めるとしている。

日本技術士会は、公益社団法人としてわが国の科学技術イノベーション推進に貢献すべく、引き続き、なお一層の技術士資格の有用性の向上を目指した制度検討及び活用促進に向けた取り組みを進める。技術士が社会的課題の解決に貢献していく上での問題点を抽出し、社会的要請に応えられるよう関係府省、産業界、高等教育機関、学協会等に対して、技術士資格の活用の促進に向けた具体的な働きかけを継続していく。

組織内においては、政府の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」で示されたデジタル化に向けた業務改革や施策に取り組んでいく。

技術士を目指す若年層に対しては、「技術士としてのコンピテンシー」獲得のためのIPDへの支援を実施する。IPD関連検討組織を立ち上げ、技術者教育の課題把握、社会全体で科学技術系人材を育成していくコミュニティ構築について検討を進める。

特に、技術士CPDの実績管理及び活用事業については、日本技術士会が当該事務の実施主体であることから、本会会員のみならず未入会の技術士への広報及びCPD実績管理の十分な運営体制の強化を行う。技術士にCPD活動を奨励するにあたっては、活動に見合った動機付けが重要であるため、活用促進・普及拡大と絡めて議論を継続していくこととする。加えて、日本技術士会のCPD活動に関する取り組みを進めるにあたって、関係府省、産業界、高等教育機関、学協会等のステークホルダーとの連携・協力が重要であり、その枠組みを活性化させる。

財政面では一般事業の収支は安定化してきたものの、健全で磐石な組織運営のためには、近年その伸びが鈍化している会員数の一層の拡大のため、様々な会員サービスの充実化により入会促進及び退会防止を図ることに本会組織を挙げて積極的に取り組む。技術士CPD実績管理事業においては、当分経費の持ち出しが考えられるものの、本会会員の多数の参加を得て財政基盤の確立を早期に図っていく。

指定事業においては技術士試験の実施にあたって、正確、公正を旨とした試験を適正かつ確実に実施するとともに、社会及び経済情勢等の変化に適切に対応し試験を実施するうえで、適正な予算の執行に努めることとする。また、将来的に想定される受験者数の減少に備え、技術士制度の広報の充実・強化を図ることとする。

# I 一般事業

## 1 技術士及び技術者の倫理の啓発（主務：倫理委員会）

改正技術士法（平成 12 年）、「技術士プロフェッション宣言」（平成 19 年）、及び公益社団法人としての本会の新たな定款の内容と共に、平成 23 年 3 月に「技術士倫理綱領」を制定した。この理念を広く会員のみならず技術士全般への浸透、及び広く社会に発信するため、引続き外部に向けたシンポジウムなどを開催し技術者倫理の啓発に努める。さらに技術者倫理に関する活動を行う会員に対し、情報提供、連携などの支援を行う。

現行の「技術士倫理綱領」制定後の社会状況の変化を受け、必要部分の改定に向けた検討を進める。

- (1) 技術者倫理に関する公開シンポジウムなどの開催
- (2) 技術者倫理に関する会員の活動状況の把握・情報交換の促進、研究会の開催
- (3) 月刊「技術士」での技術者倫理シリーズの企画など、技術士倫理の理解促進活動の推進
- (4) 日本工学会技術倫理協議会への委員派遣等関連学協会の技術者倫理啓発活動や調査研究活動への積極的な参画、並びに社会における技術者倫理事例の調査、検討
- (5) 技術士が行う技術者倫理講義用教材の検討、共有
- (6) 「技術士倫理綱領」改定後の周知と啓発の促進、及び関係資料の改訂

## 2 技術士の資質向上（主務：研修委員会）

技術士法では、技術士の資質向上（資格取得後の継続研鑽（CPD））が責務とされ、CPD は本会の基本事業の一つに位置づけられている。よって、本会は、会員のみならず広く技術士全般に対する CPD の啓発を、関連する学協会とも連携し促進する。CPD 提供を技術士や社会のニーズに応じた体系化の下に進め、魅力ある講座の提供に取り組むとともに、個々の技術士が活動する地域等によって CPD 活動に要する労力、コストなどに顕著な格差を生じさせないようにするため、CPD 活動機会の増加を目指しウェブ配信等の施策を積極的に実施することとする。

- (1) 「技術士 CPD 中央講座」、「技術士 CPD ミニ講座」、「技術士フォーラム」、「新春記念講演会」、「技術士 CPD 発表会」などの開催
- (2) 地域組織・部会における講演会や見学会の活性化に向けた支援（とりわけ現役若手世代会員による同世代に向けた CPD 行事实施への支援強化の継続）のほか、「北東 3 地域本部技術士交流研修会」及び「西日本技術士研究・業績発表大会」の開催
- (3) 全国の会員が閲覧可能となるよう地域組織・部会・委員会が企画する講演内容の収録、会員向け視聴ページ（Pe-CPD）への掲載の推進及び CPD 教材の充実
- (4) 個人への配信を含めたウェブ講演会の一層の推進
- (5) 会員の相互参加などによる学協会との連携の推進、大学など教育機関との連携などによる CPD 機会の拡大と内容の充実
- (6) 未入会技術士に対しての本会ホームページでの CPD 行事情報の提供及び入会促進
- (7) CPD 行事への参加申し込みから CPD 活動実績の登録・審査まで一貫した管理が可能な Pe-CPD システムの運用、CPD 活動実績の登録促進
- (8) 技術士 CPD の活動促進に関する企画の推進
- (9) 視聴証明の発行を可能とする、「Pe ラーニングシステム」の構築

### 3 技術士制度の普及・啓発（資格活用の促進）（主務：資格活用委員会）

技術士制度の普及・啓発のために、行政機関や産業界、教育界での活用促進を働きかける。3期目となる技術士資格活用委員会が先駆けとなり、技術士のさらなる活用促進に向けた内外への普及・啓発活動を実施するとともに、統括本部、各地域組織、各部会の協力のもと、技術士の活用及び技術士制度に関する調査、提言、広報活動を行う。また技術士全国大会や地域での企業、教育機関や公的機関との交流会や地域組織・部会が開催する研修会・講演会などを広く社会に公開し、技術士及び技術士制度の普及を図る。

- (1) 国、地方自治体、地域の業界団体などを対象にした技術士の活用及び技術士制度に関する調査の継続
- (2) 上記の調査結果を踏まえた関係機関への技術士の活用及び技術士制度の普及に関する提言や働きかけ
- (3) 「第49回技術士全国大会（愛知・中部）」（中部本部）、「地域産学官技術士合同セミナー」（北海道、東北、北陸、近畿、中国、四国、九州の各地域本部）、「技術士試験合格者祝賀会」（統括本部、各地域組織、各部会）、地域産業活性化に向けた研究会（各地域組織）などの開催
- (4) 女性技術士及び女性会員の増大に向けた男女共同参画推進活動の継続的な展開

### 4 会員の社会的活動への支援（主務：社会委員会）

社会における技術ニーズと会員との結びつけをさらに強めるため、行政、関係諸機関・団体との連携をより強化するとともに、研修会やホームページを通じ、技術ニーズに関する情報提供と共に会員側の対応力を増進し、会員の社会貢献機会の拡大に努める。

また、会員の専門技術を生かし、地域社会や青少年に向けた科学技術に関するコミュニケーションの促進など、科学技術振興支援事業を継続して行う。さらに、科学技術全般にわたる高度な専門技術者の集団である本会の特性を活かし、裁判所からの依頼に対する司法支援の他、地域防災支援、工事監査支援などの行政支援活動を継続する。

- (1) 国、地方自治体、業界団体などへの技術士の活躍範囲の拡大に向けた、地域組織・部会による働きかけ
- (2) 技術ニーズに関わる諸機関・団体との交流及び連携の強化並びにホームページを通じた技術ニーズに関する情報提供の強化
- (3) 技術士業務開業研修会や会員の技術指導力向上を目的とした研修会、事例発表会及び海外技術協力実務講習会等の開催
- (4) 地域社会へ向けたサイエンスカフェなどにおける科学技術コミュニケーター及び教育現場での理科教育支援を通じた科学技術振興支援活動の推進
- (5) 科学技術行政施策（科学技術週間、サイエンスアゴラなど）への積極的な参画
- (6) 行政機関との災害協定を基本とした平時からの地域住民の防災意識向上活動や防災訓練への参加、国や自治体などが推進する震災対策技術普及事業などへの参画、「防災週間」や内閣府「防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）」に合せた防災・減災普及活動の実施など
- (7) 裁判所からの専門委員や鑑定人の推薦などの依頼に対する協力（司法支援活動）の実施
- (8) 行政に対する支援としての地方自治体の工事監査などにおける技術調査の実施
- (9) “技術士の様々な社会活動に目をあてる”ための事例発表などを通じた会員による社会活動

## 5 技術系人材の育成（主務：研修委員会）

技術士資格取得を目指す修習技術者（技術士第一次試験合格者及び JABEE 認定課程修了者）が、IPD を通して基礎的な資質能力を高めて行けるように修習活動の支援を進める。また大学などの教育機関に対し技術士活動の広報と技術士制度の普及啓発を図る。

文部科学省科学技術・学術審議会技術士分科会における IPD の社会実装に向けた検討に的確に対応する。

- (1) IPD の内容及びその社会実装に向けた検討
- (2) 修習技術者に向けた修習技術者ガイドブック（第3版）の普及（講習会の開催など）、修習支援プログラムとその支援方法・体制の整備、充実、及び準会員への入会促進
- (3) 修習技術者向けガイダンス、研修会、発表会などの開催
- (4) 各地域組織での修習技術者向け研修会の開催回数を増やすとともに、インターネットを活用した研修機会の地域格差是正への取組み及び地域組織との連携強化
- (5) 大学・高専などの理系教育機関に対する技術士及び技術士制度についての組織的な広報の強化
  - ・女子学生、非建設系の一般在学学生、教職員などに対する説明会の開催、及びその説明員の強化
  - ・技術士一次試験を目指す学生に対する修習研修会への参加の推奨
  - ・インフラテクコン日本技術士会賞を通じての高専生の支援及び技術士資格の宣伝・広報
- (6) 女子学生・女性技術者に対しての懇話会、技術士制度やキャリアパスに関する Q&A 集の発行や HP におけるキャリアモデルの紹介等（主務：男女共同参画推進委員会）

## 6 国際交流、国際協力活動及び国際資格へ対応（主務：国際委員会）

国際資格への対応においては、コンピテンシーを指標としたアウトカムズに基づく人材育成・評価の実質的同等性という国際標準を推進する IEA\*や FEIAP\*への積極的な参画と、それらの情報を国内に展開する活動はともに重要である。2023 年度は IEA への対応として、GA&PC\*第4版の国内制度への導入検討と日本レビューの準備を行う重要な年であるが、同時に IPD 制度への情報の提供等、技術士制度の潜在価値の周知にも積極的に取り組む。

なお、それ以外の友好交流等については、国際活動推進基本方針\*と国際委員会で定めた手順に従い対応を行い、各委員会、部会、地域組織での国際活動についての情報集約も行う。

- (1) IEA や FEIAP における活動から得られる、エンジニアリング教育の質保証と技術者資格の実質的同等性に関する技術士制度との関連付けた情報についての会員への普及活動
- (2) APEC エンジニア及び IPEA\*国際エンジニアの審査登録の実施、及び IEA の相互レビューへの協力及び対応、並びに日豪 APEC エンジニア 2 国間協定を含む資格の周知活動
- (3) GA/PC 改定に伴う国内技術士制度に対する影響評価（2023 年中の GAP 分析の実施・提出と 2024 年 IEA 総会におけるロードマップの提出準備）、及び国内審査要領書の改定検討
- (4) 2024 年春頃から開始される日本の APEC エンジニア、IPEA 国際エンジニア登録制度に関する IEA 審査のための準備（2025 年 6 月 IEA 総会で審議）
- (5) 本会の各組織による国際活動に関する情報の全体的集約、及び海外機関との協定、覚書等の締結における支援や審議の実施
- (6) 韓国技術士会との新たな覚書/協定の締結に向けた検討と、今後の具体的な交流や共同活

動の在り方、及び次回の国際会議の企画検討

- (7) 中国科学技術協会、台湾經濟部及び英国機械技術者協会との協定に基づく国際活動の促進検討
- (8) 国際協力機構、日本貿易振興機構などが実施している専門家派遣などへの支援及び協力関係の構築と、パーソナルデータベース等の運用による会員への情報の提供
- (9) 海外機関との既存の協定、覚書に基づく企画等の検討及び会員に対する情報の提供、会員の海外活動遂行能力向上に資する研修

\* IEA (International Engineering Alliance) 国際エンジニアリング連合：エンジニアリング教育協定と技術者資格の枠組みを束ねる国際的な会議体

\* FEIAP (Federation of Engineering Institutions of Asia and Pacific) アジア・太平洋地域技術者協会連合：日本を含む地域における技術者教育と人的流動を推進する技術者団体

\* GA&PC (Graduate Attributes and Professional Competences) 修了生としての知識・能力と専門職としてのコンピテンシー：エンジニアリング教育の認定基準や専門職に期待されるコンピテンシーについて、国際ベンチマークとしての参照を目指して制定された文書。その第4版はユネスコ(UNESCO)傘下の世界工学団体連盟(WFEO)との共同作業で改訂され2021年6月承認された

\* 国際活動推進基本方針：国際活動検討タスクフォース(2019年10月～2021年4月)により検討され、2021年5月理事会で承認された、公益社団法人としての国際活動の在り方について定めた方針

\* IPEA (International Professional Engineers Agreement)：IEAの枠組みにおける国際的なエンジニアリング専門職資格の一つ

## 7 情報発信・連携の強化(主務：広報委員会)

本会の目的を達成し、本会の発展を目指すためには、技術士制度の社会への浸透が不可欠であり、本会及び本会会員による「社会に向けた情報発信」は最重要課題である。そのために、多様な形態、情報媒体の活用による広報活動の在り方について検討を継続し、成案を得たものから順次実施する。

また、会員に向けた情報発信機能の強化と統括本部、地域組織、部会相互の情報連携のために、会誌における広報内容の充実及び利用しやすいホームページの改善を図る他、インターネットを利用した情報システムの円滑な運用を図る。

さらに、本会活動の活性化、会員拡大のために、関連学協会との連携促進の他、関連する技術士団体との情報交換などを通じた「緩やかな連携」の構築を進める。

- (1) 技術士制度についての産学官への情報発信、技術者の育成に向けた関係学協会との連携
- (2) 技術士資格の取得及び本会への入会について広く理解を得るための企業、業界団体や技術士による各種団体に対する広報活動の検討継続
- (3) 本会組織全体のホームページの再構築による訴求力ある対外的広報活動の推進、本会の各種行事や社会活動などの外部への積極的な情報発信
- (4) 日本の技術士制度を海外にも発信するための、英文ホームページの維持管理
- (5) 月刊『技術士』の発行及びホームページでの既刊号閲覧システムの整備
- (6) 月刊『技術士』を補完するホームページ上での広報(PEプラス)の定着
- (7) 会員の基本情報、技術士業務の経歴、防災支援、技術者倫理、司法支援、海外活動などに関わる会員の活動実績を登録し担当委員会での活用を可能とするパーソナルデータベースの充実
- (8) ホームページでの会員専用コーナー、同報メールシステムの活用による提供情報の充実、及びインターネットを利用した各種情報システムの運用
- (9) 各種メディアを活用した各委員会・地域組織・部会における活発かつ適正な情報発信及びホームページの維持管理を目的とした適正な運用

(10) 月刊『技術士』の配送に代わりホームページでの閲覧を希望する会員の拡充

## 8 組織運営力の強化（主務：総務委員会、企画委員会）

地域本部長会議、関東甲信県支部長会議、部会長会議などの的確な運用と共に部会における全国的な活動の活性化を通じて地域組織と部会間の一層の連携を図るとともに各委員会による事業運営の充実を進め、正会員、準会員、賛助会員の拡大を図る。

現役若手世代の正会員を中心とした年会費減免制度を継続し入会促進を図る。

組織改革委員会での議論を踏まえ、公益社団法人としての適正なガバナンスを維持しつつ、会員が目的意識をもって生き生きと活躍できる組織への改革を図る。

- (1) 総務委員会の管轄の下、関東甲信地域における 8 県支部の的確な事業運営実施に向けた支援
- (2) 地域本部管轄地域における会員のきめ細かな地域活動の活性化を目的とした県単位での支部組織の整備と地域本部による的確な管轄の実施
- (3) フェロー認定の運用等による会員顕彰制度の充実
- (4) 世代別の正会員年会費の減免制度の導入による現役若手世代正会員等の入会促進
- (5) 賛助会員企業内技術士に向けた本会活動への理解促進及び入会への協力依頼
- (6) 企業内技術士会や出身大学別の技術士会などとの「緩やかな連携」の推進
- (7) 公益社団法人として求められる法人ガバナンス面からの的確な本会運営の対応
- (8) インターネットを効果的に利用した各部会における全国的連携活動の一層の推進
- (9) 定時総会における正会員の利便性の向上、円滑な運営を目指したインターネットを活用した議決権行使システムの利用拡大
- (10) 役員候補者選出選挙などの効率的運営のためのインターネットによる立候補及び投票システムの円滑な運用
- (11) 日本技術士会組織行動規範（経営理念・行動規範）に基づく組織活動の継続的点検
- (12) 組織行動規範に基づく組織運営に関する規則等の整備
- (13) 組織行動規範に基づく地域組織の再構築に関する検討

## 9 大規模自然災害に対する防災・復興支援活動への貢献（主務：社会委員会）

大規模自然災害の被害を最小化するための減災技術について、普及促進を図るための活動を行う。さらに、大規模自然災害発生時において本会組織及び会員の資質を活かした復旧・復興支援を行うための活動を外部の士業連携組織などとも協力し、被災者や被災地の復興支援に貢献する。

## 10 技術士制度改革及び科学技術政策への取組み

（主務：技術士制度検討委員会、技術士資格活用委員会）

文部科学省科学技術・学術審議会第 11 期技術士分科会報告及び技術士法施行規則の改正、大臣通知等に対応した新たな技術士 CPD 制度（以下「新・技術士 CPD 制度」）における実施主体としての本会の業務を的確に果たす。引き続き技術士分科会及び制度検討特別委員会での審議を踏まえ本会としても技術士制度の在り方について積極的に検討を行い、その成果については広く発信を行うとともに、我が国の科学技術政策に対して発言する団体としての役割を果たす。

- (1) 文部科学省科学技術・学術審議会技術士分科会、制度検討特別委員会各作業部会及び IPD 懇談会への積極的な対応
- (2) 本会の技術士制度検討委員会による今後の更新制度導入や IPD 導入に向けた検討の継続
- (3) 技術士資格活用委員会による技術士の活用及び技術士制度に関する調査・提言活動の検討、及び国際委員会と連携した技術士制度改革に関連する国際的な人材育成の実質的同等性に関連する情報の発信
- (4) 技術士制度検討委員会と連携した研修委員会における IPD の在り方の検討の継続
- (5) 上記の各項目における検討結果に関する積極的な発信

### 1 1 受託事業への対応（主務：事業部）

本会における業務受託は、本会の目的に適合して公益法人としての社会への貢献を基本とし、国、地方自治体からの各種審査、調査などの受託事業のほか関係機関などからの委託を受けた事業に対応する。

- (1) 国、独立行政法人における調査及び監査業務など
- (2) 地方自治体における工事などの監査に伴う技術調査に関する業務
- (3) 地方自治体における積算など検査業務、建造物設計審査業務、防災に関わる点検業務など
- (4) 官公庁及びその関連機関などが実施している助成金交付申請に係る審査業務
- (5) 地方自治体などの技術系職員採用試験問題の作成、採点など業務

### 1 2 持続可能社会構築への貢献（主務：事務局）

技術士の多様な専門領域の技術力を統合的に発揮することにより、持続可能社会の構築に貢献するためのプラットフォーム機能を本会が果たすことを目指す。

- (1) 部会相互の連携及び部会と地域組織との連携により、社会課題の解決や持続可能社会の構築に資する SDGs プラットフォーム機能を果たすための枠組みを検討する。

## II 試験・登録事業（主務：技術士試験センター）

### 1 技術士試験の実施

技術士試験の実施にあたっては、各地域組織などの協力を得つつ、正確、公正を旨とした試験を適正かつ確実に実施するとともに、社会情勢等の状況の変化に適切に対応する。

- (1) 技術士第一次試験の試験事務
- (2) 技術士第二次試験筆記試験の試験事務
- (3) 技術士第二次試験口頭試験の試験事務

### 2 技術士登録などの実施

技術士及び技術士補の新規登録、登録事項変更届及び登録証明書発行など事務の迅速化を図り、申請者などへのサービス向上に努める。

- (1) 技術士及び技術士補の登録事務
- (2) 技術士及び技術士補の登録証明書発行などの事務

### 3 技術士試験制度などの広報活動

技術士試験制度などの広報活動については、大学・高専・学協会などが実施する試験制度の説明会などに対し、各地域組織、関連委員会などの協力により推進するとともに、本会ホームページに技術士試験の実施などの情報を掲載し、受験者などへの周知を図ると同時に受験申込者拡大のため技術士試験制度の普及啓発に努める。

- (1) 技術士試験制度の広報活動
- (2) 技術士試験実施に係る広報活動

### 4 試験・登録事務の改善、強化

試験・登録事務については、適正かつ確実に試験・登録を実施していくため引き続き業務の正確化とともに効率化を図る。

なお、政府の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」で示された国家資格等のデジタル化に向けた検討を引き続き行う。

また、技術士試験制度に係わる諸課題などへの対応については、文部科学省科学技術・学術審議会技術士分科会などに対して積極的に協力するとともに、必要となる資料などの提供を行うこととする。



### Ⅲ 技術士 CPD 実績管理事業（主務：技術士 CPD センター）

#### 1 技術士 CPD 実績管理の実施

文部科学大臣通知（3 文科科第 6 5 号、令和 3 年 4 月 26 日）及び技術士法施行規則改正（令和 3 年 9 月 8 日）に基づき、技術士登録簿への CPD 実績の登録及びその利活用としての技術士 CPD 実施者名簿の公開などの技術士 CPD 実績管理事業について、個人情報等の情報漏洩に対する十分な情報セキュリティを担保しつつ適切な事業運営を図ることとする。

- (1) 技術士 CPD 活動実績の的確な管理、登録、及び活用方策の検討
- (2) 技術士 CPD ガイドライン及び技術士 CPD 管理運営マニュアルの適宜、適切な更新管理
- (3) 技術士 CPD 活動実績の登録に基づく実施者名簿の適正な管理と公開
- (4) 技術士 CPD 活動実績証明書の迅速な発行
- (5) 技術士 CPD 登録内容の審査に関わる事務的支援の充実
- (6) 技術士 CPD 実績管理委員会及び CPD 活動関係学協会連絡会の運営支援の充実

#### 2 新・技術士 CPD 制度拡大への取組み

これまでも技術士会では広報タスクフォースを中心に周知を図り「新・技術士 CPD 制度」の浸透を図ってきたが、その成果が十分に表れたとは言い難い状況である。今期も全ての技術士に対する周知活動を継続実施し、記載申請者の増大を図って行く。

- (1) 技術士を対象とした技術士 CPD 実績管理事業の広報の充実と HP での情報発信
- (2) 技術士のユーザーを対象とした技術士 CPD 実績管理の意義に関する広報の企画・実施
- (3) 「新・技術士 CPD 制度」記載申請手続きの効率化
- (4) 学協会や企業等を通じた一般社会及び技術士全般に向けた広報や説明会の実施企画
- (5) 資格活用委員会と連携し、継続研さんの責務を果たしている技術士活用の PR
- (6) 非会員向け同報メール送信・メールマガジン発行による、メリット・キャンペーン情報などの提供
- (7) イベント毎のリーフレット配布等による情報提供
- (8) 紹介用ビデオのアップロード（ホームページ、メールマガジン、YouTube）による PR
- (9) デジタルデバイス（スマートフォン・タブレット端末等）用アプリケーションの活用による展開

以上